

様式第 4 号

令和 6 年度 第 3 回
桐生市公共工事等入札監視委員会会議録

開催期日	令和 7 年 2 月 4 日(火) 10:00～11:15
開催場所	桐生市役所本庁舎第 1 特別会議室
出席委員	委 員 長 内田 光人 (弁 護 士) 委員長代理 目崎 有紀 (税 理 士) 委 員 本島 邦行 (群馬大学教授)
市側出席者	総務部長、市民生活部長、都市整備部長、都市整備部副部長、 消防長、水道局長、他約 30 名
	今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。 1. 抽出結果の報告 今回の抽出当番委員である内田委員長から次のとおり抽出結果の報告があった。 (抽出結果報告) 令和 6 年度上半期に発注した工事 169 件、測量コンサルタント等の委託 25 件の中から、入札金額・落札率などを考慮し、7 件を抽出した。 2. 抽出事案の審議 審議概要は、下記のとおり。 3. その他 ・次回会議は令和 7 年 7 月予定とし 4 月に日程調整をすることとした。 ・次回の抽出委員は目崎委員長代理となった。

委員	担当課及び事務局
1. 指名競争入札 防火水槽新設工事 土木一式<担当：土木課> <工事概要> (起債・市単)防火水槽設置 N=1 箇所(FRP 製 40m3) 一体型 ○早川貯水池から水を汲んでの防火は不可能なのか。安全の観点から総合グラウンドに防火水槽を設置したのか。 ○防火水槽の耐用年数はどれくらいになるのか。 ○今後改修等を行うと思うが、40年後くらいには新設の可能性があるのか。 ○土木B等級とはどのような基準で、何者該当しているのか。 ○15者の中で、地域性を考慮して指名を行ったのか。 ○防火水槽は従前には設置されていなかったのか。 ○工事概要にある、一体型とはどういったものなのか。	●早川貯水池から消火用水として給水することも可能と考えるが、総合グラウンドの西側の駐車場は防災の拠点として、防災ヘリやドクターヘリのランデブーポイントとなるため、あらゆる防災や消防力の向上につながるという観点から防火水槽を設置した。 ●40年程度となる。 ●認識のとおり。 ●31者該当している。工事实績などの指名基準を考慮すると今回の案件では15者が対象。級別格付は総合点で判断し、600点以上がB等級となる。 ●認識のとおり。 ●されていない。今回新たに設置を行った。 ●防火水槽の搬入やクレーンの進入に問題ない場所の場合に、完成されたものを運び、設置すること。仮に狭い場所、車両が入りにくい場所の場合は、3分割されたものを運び入れ、現地で組み立てながら設置を行う。

○要綱で5者以上と決まっているため5者選定を行ったと考えるが、場合によってはそれ以上指名することはあるのか。 ○指名競争入札か一般競争入札かを決定するのは金額が基準になっているのか。 2. 条件付き一般競争入札 相生庭球コート各所改修工事 建築一式〈担当：建築住宅課〉 〈工事概要〉 【起債】8面コート（人工芝改修工事 5339m²、フェンス改修工事 448m）、管理棟（屋上防水改修工事 151m²）、壁打ちコート（人工芝改修工事 150m²） ○8面コート、管理棟、壁打ちコートの金額の内訳は。 ○今改修している箇所の道路を挟んで、既にテニスコートが人工芝に改修されていたが、同等な材質で行うのか。 ○工期は3月14日までであるが、体育館では3月31日まで使用禁止になっている。工期が延びる可能性を考慮しているのか。 ○入札の条件として、「桐生市に本社を有するもの」という条件を入れている理由は。 ○A等級やB等級を選定する基準は金額で決まっているのか。	●今回は新里の工事のため、新里黒保根中心に指名をおこなった。旧桐生市内の場合は5者以上選定することもある。 ●予定価格がおおむね1000万円を超えるかどうかで判断している。 ●概ね、8面コート整備事業として約1億円、管理棟が約200万円、壁打ちコートの工事が約150万円。合計とすると1億700万円となる。 この金額に経費等が加算されるが、直接工事の内訳としてはこの通りである。 ●現状クレイコートであるが、以前改修したテニスコートと同じように、人工芝での改修となる。 ●検査等の確認作業があるため、余裕をもって使用制限を行っている。 ●地元業者への発注に重点をおいているため、条件に入れている。 ●建築でいうと、4000万円以上だとすべてA等級、4000万未満から3000万円以上はAまたはB等級、それ未満はすべてB等級というように、選定基準が要綱で定まっている。
--	--

○公告によれば、設計図書等に対する質問がある場合には電子メールで受け付けるとされているが、業者からの質問はあったか。 3. 一者随意契約 計量システム修繕 機械器具設置〈担当：清掃センター〉 〈工事概要〉 (市単) 桐生市清掃センターの計量システムにおいて、重量や料金等の表示を行う外部表示機及び計量値の集計を行うサーバー等の演算装置を更新する。 ○計量システムについては、元々、今回の請負業者が設置導入を行ったのか。 ○一者随意契約の理由としては、県内には、この業者しか請け負える業者がないという判断で一者随意契約としたのか。 ○予定価格の公表はしているのか。 ○機器の更新及びソフトの変更というのはコンピュータのことだと考えるが、どれくらいの期間の使用を想定しているのか。 ○仕様書や作業マニュアルを参照しながら、他の業者が修繕等を行うことは難しいのか。 ○地方自治法施行令第167条の2第1項でいうと何号に該当するのか。 ○相手から参考見積を出してもらっているのかと思うが、予定価格はそれに基づいて決定しているのか。 ○参考見積を出してもらってそのまま、というわけではないということか。	●質問はなかった。 ●認識のとおり。 ●認識のとおり。 ●随意契約の場合、事前公表は行っていない。 ●10年間を想定している。 ●既存機器との関係や、他システムとの連携も必要のため、随意契約としている。 ●2号に該当する。 ●専用品については見積を参考にしているが、設計図書については全国都市清掃会議が作成している積算基準を用いて積算している。 ●認識のとおり。
--	--

○見積が3回行われているが、どのような経緯か。 ○入札での競争の余地はなかったのか。 4. 指名競争入札 高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業実施設計業務委託 土木関係建設コンサルタント業務〈担当：消防総務課〉 〈委託概要〉 高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の更新に伴い、専門的な知見を有するコンサルタントに設計を委託するもの。 ○市単、起債などの表記がないが、どれに該当するのか。 ○予定価格に対して、落札価格が非常に低いが、理由は。 ○十分な仕事をしてくれるかの心配はないか。 ○業者は東京支店であり、地元ではないと考える。特殊なものだと地元以外の企業も指名対象としているのか。 ○機器のリプレースなどの発注がこのあと出てくるのか。 ○みどり市内の無線工事も行っていると思うが、みどり市との負担割合はどうなっているのか。	●1回目、2回目の見積価格が予定価格を超えていたため。3回目の見積で予定価格以下となった。 ●他業者であると、現状のソフトウェアとの兼ね合いや既存システムとの整合が難しいということで、一者随意契約としている。 ●起債。 ●企業努力と考えている。 ●現在履行中であるが、誠実な対応で業務を遂行しており、問題はおきていない。 ●コンサルや特殊な機械設備については特殊性がかなり強く、市外を含めて指名を行っている。 ●令和6年度に設計し、令和7年度に実際に更新事業が始まるため、施工管理について委託を予定している。 ●令和6年度は桐生市65.04%、みどり市は34.96%となっている。
--	--

○コンサルの入札について、最低制限が設定されていない理由は。 ○予定価格として、８９５万円を設定しているが、実際の落札率は８．９３％となっている。どこで大きな差が出てしまったのか。 ○仕事の質を確保できるのかが気になるが、どのような形で担保を取ったのか、追加で説明等があれば教えてほしい。 5. 指名競争入札 No.5 増設最終沈殿池汚泥掻寄機整備工事 機械器具設置〈担当：境野水処理センター〉 〈工事概要〉 起債 増設最終沈殿池汚泥掻寄機 オーバーホール 1 池分、汚泥掻寄機用減速機 更新 1 台、消泡水配管 更新 1 式 ○令和５年度の上半期に同じような案件があり、その時に８つ池があると説明があった。今回は同じ池になるのか。 ○去年とは被らない７者を選定しているのか。 ○７者を指名したが、１者辞退している。辞退理由が配置技術者不足のためといった理由である。こういった事例は増えてきているのか。 ○人手不足で辞退しているのは増えてきているのか。 ○次の池の工事を発注する場合に、辞退した業者は外す可能性が高いのか。	●平成２０年までは設けていたが、最低価格での入札が多く、くじ引きでの落札者決定が多くなってしまったため。 ●業者によって異なるため、検証は行っていない。 ●しっかりとした仕様書を作成し、それをもとに履行してもらっている。 ●別の池になる。去年は１号の池で、今回は５号の池である。 ●境野水処理センターでの工事実績がある業者を中心にしている。前回辞退した業者がいたため、その業者は今回入れ替えている。 ●配置技術者が不足しているのは最近多いと感じる。同じような工事を発注することが多いため、競争性を確保できるように業者の選定を行っている。 ●工事の業種にもよるが、今回の業種では辞退する業者は少ない。 ●状況を見ながら検討する。
--	---

○指名競争であるが、一般競争入札にすることは考えなかったのか ○今回は辞退が1者であり、7者選定してどんどん減ってしまうのであれば、むしろ一般競争入札にしたほうが競争が働くのではと考えるが。 ○予定価格の参考見積は徴収するのか。 ○参考見積は複数者からとるのか。 ○今回指名している7者には入っているのか。 ○参考見積をもらう業者はどうやって選定しているのか。	●既設処理施設の改修であるため、運転しながら修繕を行う。そのため、現場調査や工事準備にあまり時間がかけられないため、経験があり、早期にできる業者での指名競争入札とした。 ●既存施設の改築のため、経験のある業者を指名することで性能確保の面で有利ではないかということで指名競争入札とした。 ●機材については見積を参考に積算している。施工については歩掛があるため、それを基準に積算を行っている。 ●基本的には3者程度から徴収している。 ●認識のとおり。 ●基本的には境野水処理センターの工事实績のある業者から選定している。
6. 指名競争入札 広沢配水場緊急遮断弁制御盤設置工事 電気〈担当課：浄水課〉 〈工事概要〉 緊急遮断弁制御盤設置 1面 緊急遮断弁 SPD 盤設置 1面 超音波流量計設置 1組 ○格付表では、電気工事の業者は市内だと8者あるが総合点は見ないで、ランクだけで無作為に選定しているのか。 ○今回の工事は新設をしたのか。 ○今までは不要だったのか。	●総合点は参照していない。今回は浄水場関連の工事实績のある業者を選定した。 ●認識のとおり。 ●今までは緊急遮断弁がなかったが、今回工務課のほうで緊急遮断弁を付けたため、それを作動させるための電気工事を行った。

○新たに付けたというのは、緊急事態の時に対応することを考えてのことか。 ○今回7者を指名して、2者辞退している。どちらも人手不足ということであるが、こういった事例は増えてきているのか。 ○以前から手持ち工事での人手不足というのはあったのか。 ○今後同じような発注を行う場合、次から指名を外すようなことはしないのか。 ○設計図書の中で部品や部材を細かく指定しているのか。 ○動作の内容だけの場合、部材は特に指定していないのか。 ○部材によって、競争したら価格差が出るのではないのか。 ○2者辞退しているが、何者か辞退するかもしれないというのは事前にある程度予測はできたのか。 ○辞退が予想されると競争業者が減ると考える。一般競争入札は考えなかったのか。 ○予定価格と最低制限の差がかなりあるが、算出基準があるのか	●認識のとおり。例えば地震の時に管が破断した場合、水がすべて抜けてしまうが、遮断弁を閉じることで、水が有効利用できるようになるため、設置した。 ●この2者は手持ちの工事があり、人手不足だったと推測される。 ●手持ち工事の状況でこれ以上受注できない状況というのは以前からあった。 ●しない。 ●仕様書の方で、動作の内容に関して記載している。 ●していない。作動するようにできていれば問題ない。 ●動作の条件が決まっており、部材の選択肢が少ないため、差は出にくいと考える。 ●予測はしていない。 ●水道の施設のため、浄水場や配水場とのやり取り等があるため、内容を熟知している業者を選定することで、問題が起きにくいようにしている。 ●最低制限価格について、従来は予定価格の75%だったが、算出の方法を令和6年度より変更し、直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の68%を足し上げ、予定価格の92%を超えたら92%の価格、予定価格の75%未満なら75%の価格、その間であれば算出した価格が最低制限価格となっている。
---	---

○辞退理由はどのようなものか。 ○A 等級に限定されているが、B を除外しているのは理由があるのか。	●技術者の不足となっている。 ●要綱で定められている。
--	---